

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和4年7月29日(金曜日) 号外第43号

目次	ページ		
○条例		一部を改正する条例(環境農政・資源循環推進課)	8
地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(政策・NPO協働推進課)	5	民生委員定数条例の一部を改正する条例(福祉子どもみらい・地域福祉課)	9
神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例(健康医療・医療課)	9
住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(政策・市町村課)	5	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(教委・行政課)	10
神奈川県局設置条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例(警察・暴力団対策課)	10
職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例(警察・交通総務課)	11
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(総務・人事課)	6	○規則	
収入証紙に関する条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	7	神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(総務・人事課)	11
神奈川県手数料条例の一部を改正する条例(総務・財政課)	7	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・資源循環推進課)	12
神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の		○選挙管理委員会告示	
		神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	12

本号で公布された条例のあらまし

- 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
 - 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)のうち8法人について、神奈川県県税条例第10条第2項の期間の更新を行うこととした。(別表関係)
 - 指定特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、所要の改正を行うこととした。(別表関係)
 - この条例は、令和4年8月1日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。
 - この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 - 選挙運動用自動車(以下「自動車」という。)の使用に係る次に掲げる契約について、公費負担の限度額をそれぞれ引き上げることとした。(第4条関係)
 - 自動車の借入れ契約
 - 自動車の燃料の供給に関する契約
 - 選挙運動用ビラの作成について、公費負担の限度額を引き上げることとした。(第5条の4関係)
 - 選挙運動用ポスターの作成について、公費負担の限度額を引き上げることとした。(第8条関係)
 - この条例は、公布の日から施行することとした。
 - この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 - 知事が保存する本人確認情報を県の他の執行機関に提供することができる事務として、神奈川県教育委員会が行う特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。)及び神奈川県公安委員会が行う道路交通法第102条第4項の医師の診断書の提出等に関する事務であって規則で定めるものを追加することとした。(別表第3関係)

(2) この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

4 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

(1) スポーツ局の分掌事務から「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会に関する事項」を削除することとした。(第5号関係)

(2) この条例は、公布の日から施行することとした。

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 育児参加休暇の対象となる期間を、出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間とすることとした。

(2) この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

6 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 非常勤職員が子の2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合について、次のとおり所要の改正を行うこととした。(第2条の4関係)

ア 配偶者が当該子の1歳6か月に達する日後の期間において育児休業をする場合にあつては、配偶者と交替で育児休業をすることができることとした。

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日後の期間において育児休業をしたことがない場合を、育児休業をすることができる要件に加えることとした。

ウ 人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては、育児休業をすることができる要件を緩和することとした。

エ その他規定の整備を行うこととした。

(2) 同一の子について3回目以降の育児休業をすることができる特別の事情について、非常勤職員以外の任期を定めて採用された職員も非常勤職員と同様に取り扱うこととするとともに、規定の整備を行うこととした。(第3条関係)

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第3条、第3条の2関係)

(4) 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、育児短時間勤務をした期間の6分の5に相当する期間を在職期間として取り扱うこととした。(第23条関係)

(5) この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

7 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

(1) 神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表関係)

(2) この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

8 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査をする場合の長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料等について新たに徴収することとするとともに、所要の改正を行うこととした。(別表関係)

(2) この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。

9 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 条例の題名を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改めることとした。(題名関係)

(2) 資源の循環的な利用等の推進に関する施策の実施について、条例で定めることとした。(第1条関係)

(3) 神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例における「資源の循環的な利用等」の用語の意義を定めるとともに、規定の整備を行うこととした。(第2条、第3条、第4条～第6条、第8条、第9条、第12条、第13条関係)

(4) 県は、資源の循環的な利用等及び美化活動の推進に関する総合的な施策を実施し、並びにこれらの推進を図るため事業者等に対し必要な支援を行うよう努めなければならないこととするとともに、資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理についての教育及び学習の振興に関する施策を実施するよう努めなければならないこととした。(第3条関係)

(5) 県は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進に関する総合的な施策の実施に当たって、プラスチックが使用されている製品の設計等についての工夫がなされた製品の製造及び使用が促進されるよう努めなければならないこととした。(第3条の2関係)

(6) 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、資源の循環的な利用等に努めなければならないこととするとともに、県等が実施する資源の循環的な利用等及び美化活動の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととし

た。(第4条関係)

- (7) 廃棄物処理業者は、県等が実施する資源の循環的な利用等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。(第5条関係)
- (8) 県民は、資源の循環的な利用等に努めなければならないこととするとともに、県等が実施する資源の循環的な利用等及び美化活動の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととした。(第6条関係)
- (9) 何人も、その活動に伴って生じた廃棄物を適切に排出することにより、海岸等における廃棄物の散乱の防止に努めなければならないこととするとともに、所要の改正を行うこととした。(第7条関係)
- (10) 知事は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進、プラスチックに係る廃棄物の不適正処理の防止等に関する計画を定めなければならないこととするとともに、これを定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした。(第9条の2関係)
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の認定を受けた者である事業者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管である場合にあつては、産業廃棄物の保管場所の届出に係る規定を適用しないこととした。(第10条関係)
- (12) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、(11)については、令和4年8月1日から施行することとした。
- (13) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。
- (14) 事務処理の特例に関する条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

10 民生委員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町、松田町、山北町及び箱根町の区域における民生委員の定数を変更することとした。(別表関係)
- (2) この条例は、令和4年12月1日から施行することとした。

11 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けの対象に、脳神経外科を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程を履修する者として大学に入学を許可されたものを追加することとした。(第2条関係)
- (2) 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例における「キャリア形成卒前支援プラン」の用語の意義を定めることとした。(第2条関係)
- (3) 修学資金を貸し付ける者の要件として、キャリア形成卒前支援プランの適用に同意することを追加することとした。(第3条関係)
- (4) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (5) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

12 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 県立高校改革実施計画に基づき、次のとおり県立高等学校を再編・統合することとした。(別表第1関係)
 - ア 神奈川県立横浜瀬谷高等学校、神奈川県立相模原城山高等学校及び神奈川県立逗子葉山高等学校を設置することとした。
 - イ 神奈川県立瀬谷高等学校ほか5校を再編・統合することとした。
- (2) この条例は、令和4年11月1日から施行することとした。ただし、(1)イについては、令和5年4月1日から施行することとした。

13 神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

- (1) 神奈川県暴力団排除条例における「暴力団排除特別強化地域」等の用語の意義を定めることとした。(第2条、別表関係)
- (2) 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務の提供を受けてはならないこととするとともに、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することの対償として利益の供与をしてはならないこととした。(第26条の3関係)
- (3) 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をしてはならないこととするとともに、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償又は当該営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受けてはならないこととした。(第26条の4関係)
- (4) 相手方が暴力団員であることの情を知って(2)に違反した者及び(3)に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとするとともに、(2)に違反した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができることとした。(第32条関係)

(5) この条例は、令和4年11月1日から施行することとした。

14 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 認知機能検査員講習手数料を引き上げることとした。(別表第1関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとした。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。



条 例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第38号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項及び特定非営利活動法人ARCSHIPの項を削り、同表特定非営利活動法人スローレーベルの項中「横浜市神奈川区白幡南町26-2」を「横浜南区吉野町2-4国際吉野町ビル402」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人コロンブスアカデミー	横浜市磯子区東町9番9号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター	横浜市中区黄金町一丁目4番地先	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構	藤沢市藤沢577番地寿ビル301号室	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人地球学校	横浜市栄区小菅ヶ谷一丁目2番1号地球市民かながわプラザNPOなどのための事務室内	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人移動サービスアクセス	横浜市青葉区荏田北3-11-24	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人ARCSHIP	横浜市中区常盤町一丁目1番地宮下ビル4F	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区錦が丘15番11号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金	横浜市港南区港南台九丁目30番31号	令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

附 則

1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人スローレーベルの項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の別表特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金の項、特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンターの項、特定非営利活動法人地球学校の項、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構の項、特定非営利活動法人コロンブスアカデミーの項、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項、特定非営利活動法人移動サービスアクセスの項及び特定非営利活動法人ARCSHIPの項の規定は、この条例の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第39号

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成5年神奈川県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第5条の4第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円と5円2銭」を「38万6,500円と5円18銭」に改める。

第8条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の第4条、第5条の4及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第40号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第3の4の項を同表5の項とし、同表3の項中「第3項まで」を「第4項まで」に、「若しくは第104条の2の3第3項」を

「、第104条の2の3第3項若しくは第104条の2の4第1項、第2項若しくは第4項」に、「、第12号若しくは第13号」を「若しくは第12号から第14号まで」に改め、同項を同表4の項とし、同表中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

1 神奈川県教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）に関する事務であつて規則で定めるもの
-------------	--

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第41号

神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5号イを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第42号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第15条の5第1項中「後8週間目に当たる」を「以後1年を経過する」に改める。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項中「後8週間目に当たる」を「以後1年を経過する」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。
（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15

条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇については、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇とみなす。

（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日前に第2条の規定による改正前の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇については、第2条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の5第1項の規定により与えられた育児参加休暇とみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第43号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第6号アに掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に達する日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「非常勤職員に」を「任期を定めて採用された職員に」に改め、同号アを次のように改める。

ア 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職若しくは県機関にお

ける職（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、任命権者を同じくする職に限る。）に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第7号中イを削り、ウをイとし、同号を同条第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第23条第2項中「3分の1」を「6分の1」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第44号

収入証紙に関する条例の一部を改正する条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表21の項中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料」を「登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」を「変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料」に、「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継承認申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県条例第45号

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の8 県土整備局関係の表42の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等

及び長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

- (5) 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合 6万8,000円
- (6) 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16万円
 - イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26万円
 - ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 51万円
 - エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 91万円
 - オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 160万円
 - カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 290万円
 - キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 410万円
 - ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 500万円

別表の8 県土整備局関係の表43の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

- (5) 一戸建ての住宅の維持保全のみを行う場合 1万2,000円
- (6) 共同住宅等の維持保全のみを行う場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等 2万3,000円
 - イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 4万円
 - ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 6万1,000円
 - エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 11万円
 - オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 17万円
 - カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 29万円
 - キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 36万円
 - ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等 40万円

別表の8 県土整備局関係の表45の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画等の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等

変更認定申請手数料」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 一戸建ての住宅の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合
3万4,000円

(6) 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等
8万円

イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
13万円

ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
25万5,000円

エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等
45万5,000円

オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
80万円

カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等
145万円

キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等
205万円

ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等
250万円

別表の8 県土整備局関係の表46の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改め、同項(4)の次に次のように加える。

(5) 一戸建ての住宅の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合
6,000円

(6) 共同住宅等の長期優良住宅維持保全計画を変更する場合 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額

ア 総戸数が5戸以内の共同住宅等
1万1,500円

イ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
2万円

ウ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
3万500円

エ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等
5万5,000円

オ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
8万5,000円

カ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等
14万5,000円

キ 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等
18万円

ク 総戸数が300戸を超える共同住宅等
20万円

別表の8 県土整備局関係の表48の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第46号

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（平成18年神奈川県条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例

第1条中「ため、」の次に「資源の循環的な利用等の推進及び」を加える。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 資源の循環的な利用等 次に掲げる事項をいう。

ア 発生抑制（原材料が効率的に利用されること、製品がなるべく長期間使用されること等により、これらの物が廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。以下この号において同じ。）となることができるだけ抑制されることをいう。）

イ 再使用（廃棄物等のうち有用な物を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む。）及びこれの全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。）

ウ 再生利用（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部を原材料として利用することをいう。）

エ 熱回収（廃棄物等のうち有用な物の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。）

(2) 廃棄物の適正処理 廃棄物の収集、運搬若しくは処分を行い、若しくは委託し、廃棄物を保管し、又は施設を維持管理するに当たって従うべき基準であって、法で定めるものを遵守することをいう。

第2条第3号中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に、「適正処理が」を「廃棄物の適正処理が」に改める。

第3条中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動」に、「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改め、同条に次の1項を加える。

3 県は、市町村と連携して、資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理についての教育及び学習の振興に関する施策を実施するよう努めなければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

（プラスチックに係る資源の循環的な利用等）

第3条の2 県は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進に関する総合的な施策の実施に当たって、プラスチックの

使用量の削減、プラスチックに代替する素材の活用その他のプラスチックが使用されている製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類についての工夫がなされた製品の製造及び使用が促進されるよう努めなければならない。

第4条第1項中「発生抑制等」を「資源の循環的な利用等」に改め、同条第4項中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等、廃棄物の適正処理及び美化活動」に、「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第5条第2項中「適正処理及び発生抑制等」を「資源の循環的な利用等及び廃棄物の適正処理」に、「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第6条第1項中「発生抑制等」を「資源の循環的な利用等」に改め、同条第2項中「発生抑制等の推進及び不適正処理」を「資源の循環的な利用等及び美化活動の推進並びに廃棄物の不適正処理」に改める。

第7条中「みだりに」の次に「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋」を加え、同条に次の1項を加える。

2 何人も、その活動に伴って生じた廃棄物を適切に排出することにより、海岸、河川、道路等における廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。

第8条及び第9条中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(プラスチック資源循環推進等計画の策定)

第9条の2 知事は、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進、プラスチックに係る廃棄物の不適正処理の防止等(以下この条において「プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等」という。)に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する計画(以下この条において「プラスチック資源循環推進等計画」という。)を定めなければならない。

2 前項のプラスチック資源循環推進等計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する基本的な方針
- (2) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等のために重点的に講ずべき方策に関する事項
- (3) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等に関する連携及び情報交換の促進のための方策に関する事項
- (4) プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等についての教育及び学習の振興のための方策に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プラスチックに係る資源の循環的な利用等の推進等を図るために必要な事項

3 知事は、プラスチック資源循環推進等計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第10条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第12条の7第1項の認定を受けた者である事業者が行う当該認定に係る産業廃棄物の保管である場合

第12条第3項及び第13条中「不適正処理」を「廃棄物の不適正

処理」に改める。

第14条中「第9条から」を「第9条、第10条から」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和4年8月1日から施行する。(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項又はこの条例による改正後の神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であつて、同条第2項第5号に該当することとなるものについては、同条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

(事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表31の2の項中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、同項(8)から(10)までの規定中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第47号

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例(平成26年神奈川県条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表平塚市の項中「406人」を「408人」に改め、同表鎌倉市の項中「224人」を「226人」に改め、同表小田原市の項中「341人」を「344人」に改め、同表茅ヶ崎市の項中「328人」を「329人」に改め、同表厚木市の項中「303人」を「304人」に改め、同表伊勢原市の項中「143人」を「144人」に改め、同表海老名市の項中「156人」を「157人」に改め、同表綾瀬市の項中「129人」を「132人」に改め、同表葉山町の項中「53人」を「54人」に改め、同表松田町の項中「37人」を「40人」に改め、同表山北町の項中「37人」を「38人」に改め、同表箱根町の項中「44人」を「45人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第48号

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例（平成22年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「救急科」の次に「、脳神経外科」を、「第5号において」の次に「これらを」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) キャリア形成卒前支援プラン 地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じ、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、及び地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることができるよう支援することを目的として県が定める計画をいう。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) キャリア形成卒前支援プランの適用に同意すること。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の規定により神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第49号

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1神奈川県立横浜修悠館高等学校の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: School Name, Address. Row 1: 神奈川県立横浜瀬谷高等学校, 横浜市瀬谷区東野台29番地の1

別表第1神奈川県立瀬谷高等学校の項及び神奈川県立瀬谷西高等学校の項を削り、同表神奈川県立橋本高等学校の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: School Name, Address. Row 1: 神奈川県立相模原城山高等学校, 相模原市緑区城山一丁目26番1号

別表第1神奈川県立相模原総合高等学校の項及び神奈川県立城山高等学校の項を削り、同表神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: School Name, Address. Row 1: 神奈川県立逗子葉山高等学校, 逗子市桜山5丁目24番1号

別表第1神奈川県立逗子高等学校の項及び神奈川県立逗葉高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。ただし、別表第1神奈川県立瀬谷高等学校の項、神奈川県立瀬谷西高等学校の項、神奈川県立相模原総合高等学校の項、神奈川県立城山高等学校の

項、神奈川県立逗子高等学校の項及び神奈川県立逗葉高等学校の項を削る改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒岩祐治

神奈川県条例第50号

神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例

神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 雑則（第27条～第31条）」を「第5章 暴力団排除特別強化地域（第26条の3・第26条の4）」に、「第6章」を「第7章」に改める。

第2条に次の3号を加える。

- (7) 暴力団排除特別強化地域 暴力団排除を特に強力に推進する必要がある地域として、別表の左欄に掲げる市区のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる地域をいう。

- (8) 特定営業 次に掲げる営業をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業

イ 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業

ウ 風営法第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業

エ 風営法第2条第13項に規定する接客業務受託営業

オ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの（風営法第2条第4項に規定する接待飲食等営業又はウに該当するものを除く。）

カ 風俗案内（異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で、当該情報を提供することをいう。）を行うための施設を設けて、当該施設において、風俗案内を行う営業

キ 道路その他公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（アからカまでのいずれかに該当するものを除く。）

- (ア) アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

- (イ) アからカまでのいずれかに該当する営業に関し、人と呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

- (ウ) アからカまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

- (エ) 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴

うものに従事するよう勧誘すること。

(9) 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

第32条に次の2号及び1項を加える。

(3) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第26条の3の規定に違反した者

(4) 第26条の4の規定に違反した者

2 前項第3号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第6章を第7章とする。

第27条第4項中「前条第1項」を「第26条の2第1項」に改める。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 暴力団排除特別強化地域

(特定営業者の禁止行為)

第26条の3 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務(業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。)の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることへの対償又は当該営業を営むことを暴力団員が容認することへの対償として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第26条の4 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務を提供してはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすることへの対償又は当該営業を営むことを容認することへの対償として利益の供与を受けてはならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

市区	地域
横浜市鶴見区	鶴見中央1丁目、鶴見中央4丁目、豊岡町
横浜市神奈川区	鶴屋町2丁目
横浜市西区	北幸1丁目、南幸1丁目、南幸2丁目
横浜市中区	相生町1丁目、相生町2丁目、相生町3丁目、相生町4丁目、相生町5丁目、相生町6丁目、曙町1丁目、曙町2丁目、曙町3丁目、曙町4丁目、伊勢佐木町1丁目、伊勢佐木町2丁目、伊勢佐木町3丁目、伊勢佐木町4丁目、伊勢佐木町5丁目、伊勢佐木町6丁目、太田町1丁目、太田町2丁目、太田町3丁目、太田町4丁目、太田町5丁目、太田町6丁目、尾上町1丁目、尾上町2丁目、尾上町3丁目、尾上町4丁目、尾上町5丁目、尾上町6丁目、黄金町1丁目、黄金町2丁目、末広町1丁目、末広町2丁目、末広町3丁目、末吉町1丁目、末吉町2丁目、末吉町3丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町4丁目、住吉町5丁目、住吉町6丁目、長者町5丁目、長者町6丁目、長者町7丁目、長者町8丁目、長者町9丁目、常盤町1丁目、常盤町2丁目、常盤町3丁目、常盤町4丁目、常盤町5丁目、常盤町6丁目、野毛町1丁目、野毛町2丁目、

	羽衣町1丁目、羽衣町2丁目、羽衣町3丁目、花咲町1丁目、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、弁天通1丁目、弁天通2丁目、弁天通3丁目、弁天通4丁目、弁天通5丁目、弁天通6丁目、蓬萊町1丁目、蓬萊町2丁目、蓬萊町3丁目、真砂町1丁目、真砂町2丁目、真砂町3丁目、真砂町4丁目、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、港町4丁目、港町5丁目、港町6丁目、南仲通1丁目、南仲通2丁目、南仲通3丁目、南仲通4丁目、南仲通5丁目、宮川町1丁目、宮川町2丁目、山下町、弥生町1丁目、弥生町2丁目、弥生町3丁目、吉田町、若葉町1丁目、若葉町2丁目、若葉町3丁目
横浜市南区	真金町2丁目
横浜市港北区	新横浜1丁目、新横浜2丁目
川崎市川崎区	砂子1丁目、砂子2丁目、駅前本町、小川町、東田町、堀之内町、南町、宮本町
川崎市中区	上新城2丁目、小杉町3丁目、新城、新城1丁目、新城3丁目、新城5丁目、新丸子東1丁目、新丸子町
相模原市中央区	相模原2丁目、相模原3丁目
横須賀市	大滝町1丁目、大滝町2丁目、本町1丁目、米が浜通1丁目、若松町1丁目、若松町3丁目
平塚市	明石町、宝町、錦町、紅谷町
藤沢市	鶴沼石上1丁目、鶴沼橋1丁目、藤沢、南藤沢
小田原市	栄町1丁目、栄町2丁目、栄町3丁目、本町2丁目
厚木市	旭町1丁目、泉町、中町2丁目、中町3丁目、中町4丁目
大和市	中央1丁目、中央2丁目、大和東1丁目、大和東2丁目、大和南1丁目

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月29日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県条例第51号

神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例(平成12年神奈川県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の2の項中「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

規 則

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 29 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

神奈川規則第51号

神奈川行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川行政組織規則（昭和31年神奈川規則第64号）の一部を次のように改正する。

第 7 条スポーツ局スポーツ課の項第 7 号を削り、同条環境農政局環境部資源循環推進課の項第 3 号中「神奈川廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、同条県土整備局河川下水道部河港課の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 湘南海岸砂防林の管理に関すること。

第 7 条県土整備局河川下水道部砂防課の項第 2 号中「及び湘南海岸砂防林」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 7 月 29 日

神奈川知事 黒 岩 祐 治

神奈川規則第52号

神奈川廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行規則（平成18年神奈川規則第115号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神奈川資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例施行規則

第 1 条第 1 項中「神奈川廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

第 6 条第 1 項中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

第 1 号様式から第 4 号様式までの規定中「神奈川廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の第 4 号様式による身分証明書は、改正後の第 4 号様式による身分証明書とみなす。

選挙管理委員会告示

神奈川選挙管理委員会告示第42号

神奈川議会議員及び神奈川知事の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 7 月 29 日

神奈川選挙管理委員会

委員長 服 部 圭 助

神奈川議会議員及び神奈川知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規則の一部を改正する規程

神奈川議会議員及び神奈川知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規則（平成 5 年神奈川選挙管理委員会告示第89号）の一部を次のように改正する。

第16号様式の（別紙）の備考 1 (1)中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式の（別紙）の備考 1 (2)中「37万5,500円+5円2銭」を「38万6,500円+5円18銭」に改める。

附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 改正後の第16号様式の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。